

保護者各位

高松中央高等学校  
校長 香川 泰造  
(公印省略)

## 高等学校等就学支援金及び

## 香川県私立高等学校授業料軽減補助金について

&lt;平成 30 年 7 月分～平成 31 年 6 月分&gt;

高等学校等就学支援金は、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

●国公立問わず、高校等の授業料の支援として両親の「市町村民税所得割額」と「県民税所得割」の合算が 50 万 7,000 円未満の世帯に「就学支援金」が支給されますが、50 万 7,000 円以上の世帯では「就学支援金」は支給されません。

●申請の有無にかかわらず、全員【高等学校等就学支援金に関する意向確認書】の提出が必要となります。

●両親の「市町村民税所得割額」と「県民税所得割」を合算し、以下の要件に該当する場合は、「就学支援金」が支給されますので書類を揃えて期日までに提出してください。

両親の市町村民税所得割額 と県民税所得割を合算	0 円 (非課税)	1 円以上 85,500 円未満	85,500 円以上 257,500 円未満	257,500 円以上 507,000 円未満
授 業 料	24,000 円	24,000 円	24,000 円	24,000 円
就 学 支 援 金	24,000 円	19,800 円	14,850 円	9,900 円
授 業 料 軽 減	0 円	4,200 円	4,500 円	適用なし
実 納 付 額	0 円	0 円	4,650 円	14,100 円

\*年度の途中において、事故・火災・倒産・失職・長期療養等により著しく家計が悪化し、授業料の支弁が困難である保護者等（※自己都合による失職は対象になりません）または、交通遺児に該当する家庭は、追加書類が必要となりますので予め事務室にお問い合わせください。

\*太枠は、授業料軽減に該当します。該当者は、事務の方で手続きを行います。追加書類が必要な場合は、御連絡いたします。

## 提出書類

①高等学校等就学支援金に関する意向確認書【6 月確認用】 ※全員提出が必要

②収入状況届出書（受給資格申請書）様式 1 ※見本参照

③両親の「平成 30 年度課税所得証明書」

\*市町へ申請する時は、別紙「税務証明交付申請書」の用紙を使用してください。（保護者等が県内在住者のみ使用できます。）

\*生活保護世帯の方は福祉事務所の証明

**※奨学生・スポーツ奨学生は、全員両親の課税所得証明書を必ず提出してください。**

**提出期限** : 提出書類を封筒に入れて、**6月18日(月)まで** にクラス担任へ提出してください。

\*保護者が持参する場合は、直接事務室へ提出してください。（事務受付 : 平日 9:00～17:00）

\*県外の方は、郵送でも構いません。